

ご利用案内

タイカライトウッドをご利用いただくにあたり、設計・施工に役立つ情報を以下に記します。

1. 用途について

タイカライトウッドは以下のような用途にご利用ください。
また、本商品は内装用（屋内用）です。屋外では利用しないでください。

対象施設

- ・事務所ビル
- ・宿泊施設
- ・文化施設
- ・交通施設
- ・神社仏閣
- ・医療施設
- ・福祉施設
- ・教育施設
- ・商業施設

対象室の設備

- ・エントランス
- ・重役室
- ・待合室
- ・廊下
- ・喫茶室
- ・チャペル
- ・トイレ
- ・和室
- ・会議室
- ・エレベーターホール
- ・食堂
- ・ロビー
- ・宴会場
- ・客室
- ・多目的ホール
- ・エスカレーター回り

対象部位

- ・天井
- ・柱
- ・回り縁
- ・カーテンボックス
- ・各種見切り
- ・ルーバー
- ・壁
- ・はり
- ・照明ボックス

2. 寸法と諸性能について

2.1. 規格寸法等について

商品名	厚さ (mm)	幅×長さ (mm)	許容誤差 (mm)			かさ密度 (標準値, g/cm ³)	質量 (kg/m ²)	不燃材料 大臣認定番号 ※ 1
			厚さ	幅	長さ			
タイカライト ウッド	6 8 10	1020 × 3080	+1 -0	+3 -0	+3 -0	0.6	3.6 4.8 6.0	NM-2086
タイカライト ウッド FX	12 15 20 25 30 35 40 45 50						7.2 9.0 12 15 18 21 24 27 30	NM-8578

※ 1 タイカライトウッド、タイカライトウッドFXは大臣認定不燃材料であると共に平成 12 年建設省告示第 1400 号により定められる告示指定の不燃材料です。
加工形状によって不燃材料対象外の扱いとなる場合がございます。詳細につきましては当社営業担当者にお尋ねください。

〈お知らせ〉
2009 年 7 月に材厚 12 mm 以上の商品については、従来品よりも強度アップした商品「タイカライトウッド FX」を発売しております。

2.2. 規格性能について

物性種	試験規格等 ^{※2}	単位	物性値	
			タイカライトウッド (厚 12mm 未満品)	タイカライトウッド FX (厚 12mm 以上品)
かさ密度	JIS A 5430	g/cm ³	0.5 以上 0.7 未満	
曲げ強さ	JIS A 5430	N/mm ²	6.0 以上	6.5 以上
含水率	JIS A 5430	%	5 以下	
層間強度	JIS A 5538	N/mm ²	0.5 以上	
木ねじ保持力	JIS A 5908	N/本	—	250 以上

※ 2 試験方法には、記載する規格に準拠する方法の他、試験規格に類似する方法や試験規格を利用する方法で行っているものも含まれます。

2.3. 参考性能について

物性種	試験規格等 ^{※2}	単位	物性値
曲げヤング係数	JIS Z 2101	N/mm ²	2309
圧縮強さ	JIS Z 2101	N/mm ²	11.4
吸水率	JIS A 5430	%	118
吸水による長さ変化率	JIS A 5430	%	0.03
釘引き抜き	JIS Z 2101	N/本	271

※ タイカライトウッド FX(材厚 12 mm 以上品)の実測平均値です。また、規格値ではありません。

ご利用案内

タイカライトウッドをご利用いただくにあたり、設計・施工に役立つ情報を以下に記します。

1. 用途について

タイカライトウッドは以下のような用途にご利用ください。
また、本商品は内装用（屋内用）です。屋外では利用しないでください。

対象施設

- ・事務所ビル
- ・宿泊施設
- ・文化施設
- ・交通施設
- ・神社仏閣
- ・医療施設
- ・福祉施設
- ・教育施設
- ・商業施設

対象室の設備

- ・エントランス
- ・重役室
- ・待合室
- ・廊下
- ・喫茶室
- ・チャペル
- ・トイレ
- ・和室
- ・会議室
- ・エレベーターホール
- ・食堂
- ・ロビー
- ・宴会場
- ・客室
- ・多目的ホール
- ・エスカレーター回り

対象部位

- ・天井
- ・柱
- ・回り縁
- ・カーテンボックス
- ・各種見切り
- ・ルーバー
- ・壁
- ・はり
- ・照明ボックス

2. 寸法と諸性能について

2.1. 規格寸法等について

商品名	厚さ (mm)	幅×長さ (mm)	許容誤差 (mm)			かさ密度 (標準値, g/cm ³)	質量 (kg/m ²)	不燃材料 大臣認定番号 ※ 1
			厚さ	幅	長さ			
タイカライト ウッド	6 8 10	1020 × 3080	+1 -0	+3 -0	+3 -0	0.6	3.6 4.8 6.0	NM-2086
タイカライト ウッド FX	12 15 20 25 30 35 40 45 50						7.2 9.0 12 15 18 21 24 27 30	NM-8578

※ 1 タイカライトウッド、タイカライトウッドFXは大臣認定不燃材料であると共に平成 12 年建設省告示第 1400 号により定められる告示指定の不燃材料です。
加工形状によって不燃材料対象外の扱いとなる場合がございます。詳細につきましては当社営業担当者にお尋ねください。

〈お知らせ〉
2009 年 7 月に材厚 12 mm 以上の商品については、従来品よりも強度アップした商品「タイカライトウッド FX」を発売しております。

2.2. 規格性能について

物性種	試験規格等 ^{※2}	単位	物性値	
			タイカライトウッド (厚 12mm 未満品)	タイカライトウッド FX (厚 12mm 以上品)
かさ密度	JIS A 5430	g/cm ³	0.5 以上 0.7 未満	
曲げ強さ	JIS A 5430	N/mm ²	6.0 以上	6.5 以上
含水率	JIS A 5430	%	5 以下	
層間強度	JIS A 5538	N/mm ²	0.5 以上	
木ねじ保持力	JIS A 5908	N/本	—	250 以上

※ 2 試験方法には、記載する規格に準拠する方法の他、試験規格に類似する方法や試験規格を利用する方法で行っているものも含まれます。

2.3. 参考性能について

物性種	試験規格等 ^{※2}	単位	物性値
曲げヤング係数	JIS Z 2101	N/mm ²	2309
圧縮強さ	JIS Z 2101	N/mm ²	11.4
吸水率	JIS A 5430	%	118
吸水による長さ変化率	JIS A 5430	%	0.03
釘引き抜き	JIS Z 2101	N/本	271

※ タイカライトウッド FX(材厚 12 mm 以上品)の実測平均値です。また、規格値ではありません。

JIC の環境活動とリサイクルシステム

当社の環境体制

- ISO 14001 に基づく環境マネジメントシステム審査登録
JAB CM015 JTCCM RE0146
※登録範囲等の詳細につきましては、
当社 WEB サイトをご参照ください。
- 産業廃棄物広域認定（環境大臣認定）
認定番号 第 53 号
- 産業廃棄物処分業（中間処理）
北勢工場 三重県知事許可 02421025027

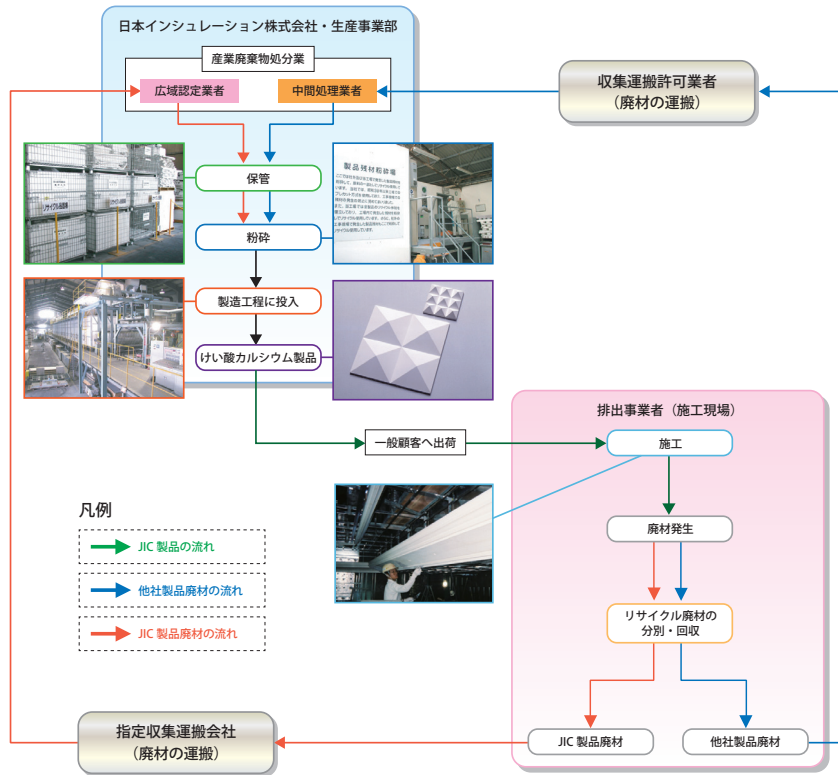
残材処理とけい酸カルシウム製品のリサイクルについてのご案内

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、及び建設廃棄物処理指針に係る関連通知等により、建設工事等から生ずる廃棄物の処分に関する排出事業者は、原則として建設業者様（元請業者様）が該当し、処理に際しては、当該法・法令等に準拠する産業廃棄物管理票（マニフェスト）による運用が必要となります。

当社製品のけい酸カルシウム材料を産業廃棄物として処分する場合、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの扱いによる処分となります。

なお、当社ではけい酸カルシウム材料に関するリサイクル活動を推進しております。当社けい酸カルシウム製品につきましては産業廃棄物広域認定制度の認定（環境大臣認定第 53 号）を取得しリサイクル活動を実施しており、他社けい酸カルシウム製品につきましても三重県知事による産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を得てリサイクル活動を実施しておりますので、ご利用ください。

リサイクルシステム



JIC の環境活動とリサイクルシステム

当社の環境体制

- ISO 14001 に基づく環境マネジメントシステム審査登録
JAB CM015 JTCCM RE0146
※登録範囲等の詳細につきましては、
当社 WEB サイトをご参照ください。
- 産業廃棄物広域認定（環境大臣認定）
認定番号 第 53 号
- 産業廃棄物処分業（中間処理）
岐阜工場 岐阜県知事許可 02120025027
北勢工場 三重県知事許可 02421025027

残材処理とけい酸カルシウム製品のリサイクルについてのご案内

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、及び建設廃棄物処理指針に係る関連通知等により、建設工事等から生ずる廃棄物の処分に関する排出事業者は、原則として建設業者様（元請業者様）が該当し、処理に際しては、当該法・法令等に準拠する産業廃棄物管理票（マニフェスト）による運用が必要となります。

当社製品のけい酸カルシウム材料を産業廃棄物として処分する場合、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの扱いによる処分となります。

なお、当社ではけい酸カルシウム材料に関するリサイクル活動を推進しております。当社けい酸カルシウム製品につきましては産業廃棄物広域認定制度の認定（環境大臣認定第 53 号）を取得しリサイクル活動を実施しており、他社けい酸カルシウム製品につきましても岐阜県知事・三重県知事による産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を得てリサイクル活動を実施しておりますので、ご利用ください。

リサイクルシステム

